

# 自分の権利を守る制度を知りましょう!!

## ～成年後見制度について～

健康福祉課地域包括支援センター ☎ ②5 1182

認知症や知的障がい、精神障がいなどによって判断能力が不十分になってくると、本人が財産をうまく管理できないなど、日常生活において支障が出てきます。

成年後見制度は、本人の預貯金や不動産などの管理、また介護サービスなど日常生活でのさまざまな契約を結ぶなどの支援をする制度です。

### 費用はかかるの??

申請は収入印紙代や切手代などで約1万円ほどで行えます。ただし、鑑定が必要な場合は鑑定料が必要となり、高額な申請費用となる場合もあります。

### どこに相談したらいいの??

手続きを行うには、必要な書類を準備する必要があります。まずは地域包括支援センターか家庭裁判所に相談してください。

### 誰が支援者になるの??

支援者のほとんどは配偶者や親族・知人などや法律や福祉の専門家、また法人などが支援者になります。家庭裁判所が本人にとって最適と思われる人や法人を選んでくれます。

### 判断能力が不十分でないと利用できないの??

判断能力が十分なうちに、誰に、どのような支援をしてもらうかをあらかじめ契約により決めておく制度もあります(任意後見制度)。自分の今後のために制度を利用することをお勧めします。



### どうしたら利用できるの??

家庭裁判所で手続きを行います。家庭裁判所は申請のあったかたの状況を確認し、制度を利用する必要があるか決定を行います。

## 制度を利用するとこんな支援を受けられます

お金の管理ができなくなった・・・  
誰かにお金を騙し取られないか心配

預貯金や年金などの財産を管理します。他人などに本人のお金を利用されることがなくなり、本人にとって必要な出費以外は勝手に使うことができなくなります。

悪質商法にだまされて、  
知らない間に  
リフォームの契約をして困る

認知症の人の場合、契約内容がよくわからないまま、契約書にサインをしてしまう場合があります。制度を利用していると、本人がだまされて結んでしまった契約も支援者により取り消すことができます。

医療や介護サービスを受ける手続きができなくなってきた。  
自分ではどうすればいいのかわからない。

制度を利用していると、本人の希望をうかがいながら、支援者が契約を行います。少しでも希望に沿った医療や介護サービスが受けられます。またその後もきちんとしたサービスを受けているか見守り、対応が悪い場合には改善されるように支援します。